

令和8年度埼玉県看護師等養成所ICT活用支援に係る アドバイザー派遣事業業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「甲」という）が発注する受託者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

2040年に向けて看護ニーズが一層高まることが見込まれる中、県内における看護師の安定的な確保は喫緊の課題となっている。

このため、看護師等養成所（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた保健師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。以下「養成所」という。）におけるICTを活用したオンライン授業やオンデマンド授業（以下「オンライン授業等」という。）の導入・拡充を促進し、時間的・地理的制約を受けにくい学習環境の整備を進めることで、入学希望者の増加及び学生の修学継続を図り、県内で働く看護師の養成・確保につなげる。

具体的には、オンライン授業等の導入・運用体制の整備に取り組む養成所のうち、県がアドバイザー派遣対象養成所（以下「モデル校」という。）として選定した養成所を重点的に支援する。さらに、その成果やノウハウを県内の他の養成所へ横展開することにより、オンライン授業等を活用する養成所を増やし、県全体としての看護師養成力の強化及び地域医療提供体制の維持を図ることを目的として本事業を実施する。

2 委託期間

契約日から令和9年3月末日までとする。

3 乙の業務

(1) モデル校への支援業務

乙は、モデル校として甲が選定する県内の養成所に対して、オンライン授業等に係るICT活用支援について、モデル校の求めに応じて以下の業務を行うものとする。

なお、モデル校へ提案するICT機器等については、養成所の生産性向上に資するような提案をするとともに、厚生労働省の示す「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の内容を遵守すること。

対象となるモデル校は12課程を予定している。

① ICT関係

ア ICTを活用したオンライン授業等の導入等による学習環境整備について、養成所が抱える課題を分析・可視化

イ オンライン授業等の導入・改善に必要な学習環境を検討し、適切なICT機器等を提案

ウ ICTの活用に係るモデル校からの相談対応

エ モデル校が作成する協議体（※）の報告書作成を支援

(※) オンライン授業等導入のノウハウや、共同実施・授業コンテンツの共有化・横展開を促進するため、令和8年度に県と養成所で新たに設置する協議体。実施方法はオンライン又は対面とのハイブリッド形式を想定。

② 授業設計及び教員支援関係

- ア オンライン授業設計に関する助言
- イ オンデマンド教材作成に関する技術的助言
- ウ 授業運営上の留意点の整理

③ 導入マニュアル作成支援業務

- ア モデル校の取組内容、導入過程で判明した課題及び対応策をまとめた資料の作成
- イ 取組事例の簡易広報資料作成

(2) その他の業務

ア 協議体の運営・発表等への支援

乙は、甲が委託期間中、3回程度主催する協議体に参加するほか、進行調整・質問対応等を行い、モデル校の発表内容に対して助言等を行うこと。乙は、協議体の場において養成所向けに他県の好事例の紹介などを行うこと。

イ モデル校への支援状況の報告

受託期間中、(1)の支援状況等必要な情報について、甲の求めに応じて、報告等を行うこと。

ウ 実績報告書の作成

受託業務の実績をまとめ、甲に報告すること。

エ 複数校で連携して実施する場合の課題検証及び対応策等の検討

複数校でオンライン授業等を行う場合の手法や課題の検証及び対応策等の検討を行うこと。

オ 入学者増加に向けた提案

オンライン授業等のPRを含め、養成所への入学者を増やすための提案をすること。

4 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に当たっては甲と詳細を協議するとともに、事業の実施に支障が生じるような場合は、速やかに協議を行い、改善策を検討すること。
- (3) 乙は、業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (4) 乙は、業務の遂行に当たり、乙の行為が原因で第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 甲が乙を受託者として決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書及びその他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲、乙で協議を行うものとする。

(6) 本業務契約に基づいて作成された実績報告書など成果物の著作権は甲に帰属するものとし、乙による第三者への貸与又は公表をしてはならない。

なお、本業務の実施に当たっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(7) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様に関して疑義が生じた場合については、甲、乙で協議し、決定するものとする。